

平成23年度に実施の行政改革・事務改善事項（中間報告）

1 市民福祉の向上

項目	取組事項	実施概要
1 市民一ボランティアの推進	・ボランティアポイント制度の実施 (継続)	企画調整課・社会福祉課 7月から、ボランティア活動の促進を図るため、福祉関係の活動のみならず、観光や生涯学習などにも対象を広げるなど、内容の見直しを行い、ボランティアポイント制度の本格実施を開始した。 実績（9月末時点）：延10,909ポイントを配布
	(新規) ・市民スポーツボランティア研修の実施	生涯学習・スポーツ課 市民スポーツボランティアを育成、支援するため、研修を実施する。
2 市民福祉の推進	(新規) ・ケーブルテレビ番組の統合及びデータ放送の開始	広報情報課 4月から、視聴者のニーズに合わせ行政番組の高画質化や高音質化を図るため、砺波市・南砺市・TSTの各番組を統合しハイビジョン化するとともに、行政情報や緊急情報などをテレビ画面で伝えるデータ放送を開始した。
	(新規) ・ホームページ内に「よくある質問」のコーナーを設置	広報情報課 4月から、市民からのよくある質問や問合せに早急に対応するため、ホームページ内に「よくある質問」のコーナーを設置した。
	(新規) ・ホームページ内に情報の自動配信機能を設置	広報情報課 4月から、情報発信の迅速化と市民サービスの一層の向上を図るため、ホームページ内に最新情報を自動的に配信（RSS情報の提供）できる機能を設置した。
	・市営バスの利便性向上に向けた路線改正 (継続)	社会福祉課・生活環境課 10月から、JR城端線や民間バスとの接続強化と利便性の向上を図るため、福祉バスとふれあいバスを市営バス化し、12路線を運行している。
	(新規) ・すこやか連携ノート作成	地域包括支援センター 5月から、介護保険在宅サービス利用者が、ケアマネージャー、サービス提供事業所、医療機関等と情報を共有し、適切なサービスを利用するため、日々の身体状況等を記録する連携ノートを作成した。 実績（9月末時点）：1,206冊発行
	(新規) ・子育て支援医療請求書発行窓口の拡大	健康センター 10月から、対象者の利便性の向上を図るため、こども課と庄川支所（地域振興課）で発行している子育て支援医療請求書を、乳幼児健診や予防接種等で保護者が訪れる機会が多い健康センターでも発行する。

項目	取組事項	実施概要
2 市民福祉の 推進	(新規) ・国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証のカード化	市民課 利便性の向上を図るため、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証を個人別にカード化する。 ※東日本大震災に伴い、サーバー等機器の納入が遅延したため、平成24年7月から実施する予定。
3 防災対策の 推進	・自主防災組織に対する支援 (継続)	総務課 自主防災組織に対し、引き続き、活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行い、地域防災力の充実を図る。 実績（9月末時点）： 資機材整備 申請件数1件 申請額300千円 活動補助 申請件数6件 申請額 60千円
4 環境対策の 推進	(新規) ・公用車の一元管理の推進	総務課 公用車については共用車制度を設け、効率的な運用に努めているが、更にその台数を増やし、一元管理に向けた取り組みを進める。また、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図るとともに、買い替えの際には台数の削減の可否を検討し、買い替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。 実績（9月末時点）：軽自動車導入4台
	(新規) ・エコライフ・花と緑いっぱい事業に対する助成	生活環境課 4月から、環境にやさしい循環型社会の形成を目指し、花と緑に包まれた美しいまちづくりと、地球温暖化の防止に資するため、市民や事業所等が実施するゴーヤ等のプランター設置等、エコライフに向けた取組みへ支援を行った。 実績（9月末時点）：申請件数278件 申請額2,628千円

2 行財政基盤の強化

項目	取組事項	実施概要
1 公正で透明な 市政運営	・行政評価の実施 (継続)	総務課・企画調整課・財政課 全ての事務事業を対象に行政評価を引き続き実施するとともに、担当者以外からの視点による二次評価を実施し、公表することで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図る。 二次評価の結果：現状維持18 改善37 廃止・休止1
2 行政経費の 節減	・各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等について、必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図る。また、平成24年度から、団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用できるよう検討している。 実績（9月末時点）：補助金削減額276千円

項目	取組事項	実施概要
2 行政経費の 節減	(新規) ・地理情報システムの有効活用	<u>上水道課</u> 問合せ等への迅速な対応及び保管スペースの削減等の事務の効率化を図るため、使用者情報等をデータ化し地理情報システムで検索を行えるようにする。
	・教育用コンピュータの一括整備による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 補助事業を利用した教育用パソコンの一括整備により後年の経費負担を節減した。 平成23年度節減額：18,066千円
	・スクールバスの複数年契約による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 経費の節減を図るため、スクールバスの運行委託を単年度契約から3年間の複数年契約とした。 単年度分節減額：809千円
3 財政構造の 健全化	・施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し (継続)	<u>各課</u> 施設の使用料・利用料については、利用者の公平な受益者負担の観点から、また、入館料・観覧料等については料金徴収を検討するとともに、均一的な取扱いとなるよう、引き続き検討を行い、平成24年度からの実施に向け条例改正手続きを行う。
	・未利用地等の有効活用 (継続)	<u>財政課</u> 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。 実績（9月末時点）：15件 7,286千円
	(新規) ・滞納整理事務の強化	<u>税務課</u> 滞納管理システムを導入し、滞納整理事務の一層の強化を図る。 ※東日本大震災に伴い、サーバー等機器の納入が遅延したため、平成24年7月から実施する予定。
4 保有財産の 有効活用	(新規) ・長寿命化計画の策定	<u>土木課・都市整備課</u> 計画的な維持管理による施設の長寿命化を図るため、橋梁及び公園施設の長寿命化計画を策定している。
5 1市2制度 の解消	・水道料金格差是正補助金の見直し (継続)	<u>地域振興課</u> 平成22年度・23年度は経過措置を設け3分の1ずつ減額し、水道料金が統一される平成24年度をもって廃止する。 平成23年度削減額：285千円
	・水道料金の統一化 (継続)	<u>上水道課</u> 平成24年6月検針分からの水道料金の統一に向け、6月検針分から旧砺波市給水区域を値下げし、旧庄川町給水区域を値上げする。
	・下水道使用料の統一化 (継続)	<u>下水道課</u> 平成22年度・23年度は経過措置を設け、平成24年6月検針分から統一する。
6 給与経費等 の見直し	(新規) ・非常勤特別職の報酬の見直し	<u>総務課</u> 勤務日数に応じた適切な報酬支払いを行うため、支払基準を年・月単位から月・日単位に見直した。

3 組織・人員の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 人材育成の 推進	・新たな人事評価シ ステムの導入 (継続)	総務課 評価内容や運用について、引き続き改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施する。
2 定員の適正 化	・採用の抑制による 職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 削減数 11人(病院を除く。)
3 組織機構の 見直し	(新規) ・企業立地推進担当 の設置	総務課 4月から、既存立地企業の事業拡張、新規事業の誘致推進及び企業の要望等に機動的に対応するため、商工観光課内に企業立地推進担当を設けた。
	(新規) ・砺波市職業能力開 発センターの設置	総務課 4月から、国から市への職業訓練センター施設の譲渡を受け、砺波市職業能力開発センター施設を設置した。
	(新規) ・学校建設室の設置	総務課 4月から、小・中学校施設の改築・耐震化事業の進捗を図るため、教育総務課教育施設係を学校建設室に分離し充実を図った。
	(新規) ・組織の効率化	総務課 4月から、農地の異動等に関する窓口業務を一本化し、事務の効率化と申請者の利便性の向上を図るため、農業振興課と農業委員会事務局の職員を兼務させた。
	(新規) ・課の統合	総務課 4月から、効率的に業務を推進するため、管理課と市民福祉課を地域振興課に統合した。
	(新規) ・課、係の統合	総務課 4月から、生涯学習とスポーツに関する業務を弾力的に運用するため、生涯学習課と体育課を生涯学習・スポーツ課に統合するとともに、4係(生涯学習係、文化芸術係、スポーツ指導係、体育施設係)を3係(生涯学習係、文化芸術係、スポーツ振興班)に統合した。
	(新規) ・会計管理者の職位 の見直し	総務課 4月から、会計管理者の職位を部長級から次長級へと見直した。
4 外郭団体の 活性化	(新規) ・砺波市観光協会へ の職員派遣	総務課 4月から、観光振興戦略推進のために設立される「一般社団法人砺波市観光協会」の事業の推進支援及び基盤強化に向けた人材確保のため、幹部職員を派遣した。

4 事務事業の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 事業経費、 施設経費等 の見直し	(新規) ・学校給食センター の調理・洗浄等業 務の民間委託	<u>学校給食センター</u> 4月から、学校給食センターの調理・洗浄等業務の民間委託を実施した。なお、所属する調理師については、小学校や保育所や総合病院の調理部門等に配置転換した。
	(新規) ・森林GISの導入	<u>農地林務課</u> 8月から、経費の節減と事務の効率化を図るため、県が整備している森林GISを導入した。
	(新規) ・フルーツ村の運営 体制の見直し	<u>地域振興課</u> フルーツ村の運営について、地元団体へ移管し、平成24年度中に廃止する。
2 事務手続き 等の見直し	(新規) ・直通電話の導入	<u>総務課・税務課</u> 10月から、市役所から掛けられた電話のリダイヤル電話のたらい回し等を防ぐため、税務課に直通電話を3台設置し、不在時の着信履歴に直通電話番号が表示されるようにした。
	(新規) ・固定資産税台帳の 閲覧手数料の収納 方法の変更	<u>税務課・市民課・会計課</u> 4月から、固定資産税台帳の閲覧手数料の収納にかかる待ち時間を減らすため、税務課が納付書を用いて会計課で納付する方法から、市民課窓口で支払ってレシートを受け取る方法に変更した。
	(新規) ・設計業務に対する 進捗状況調査の実 施	<u>検査課</u> 設計業務について、中間時点での実地体制と作業手順を確認する中間検査を実施する。(年間10件程度実施予定)

砺波市行政改革推進計画

平成 23 年度～平成 27 年度

平成 23 年 1 1 月

砺波市

1 市民との協働による市政の推進

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1	市民との協働による男女共同参画の推進	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図るとともに、市民協働による啓発活動や調査、研究を行う。	市民の意識を把握するため市民アンケート調査を実施し、平成23年度を初年度とする「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」を策定した。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催し、市民の意見を取り入れた施策を行うなど、市民協働で推進することにより、効果的な啓発活動を実施することができる。	砺波市男女共同参画市民委員会の開催						企画調整課

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2	ボランティアポイント制の実施	ボランティア活動の促進を図るため、観光や生涯学習等にも対象を広げるなど、ボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を本格実施し、ボランティアの推進を図る。	平成22年7月から、一部の福祉活動を対象にボランティアポイント制「レッツボランティアとなみ」を試行した。	市民のボランティア活動の意識の高揚並びに、ボランティア活動の推進と地域福祉の向上が図られる。 ■ボランティアセンター登録人数を、平成22年度の4,766人から、平成28年度には6,000人となることを、また、NPO法人は平成22年度の11団体から平成28年度には15団体となることを目標とする。	ボランティアポイント制の試行						企画調整課 社会福祉課

(3) 審議会等の見直し・活性化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
3	審議会等への女性委員の積極的な登用	男女共同参画の推進を図るため、砺波市男女共同参画市民委員会を年1回開催し、市の審議会等における女性委員の割合の向上について進行管理や評価を行う。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催するとともに、審議会等における女性の登用促進のため、各審議会等の任期等調査を行った。	審議会等の活性化が図られる。 ■市の審議会等における女性委員の割合を、平成22年度の21.2%から平成27年度には30%とすることを目標とする。	市の審議会等における女性委員の割合の向上						企画調整課
4	審議会等への公募委員の登用	幅広く市民の意見を反映するため、審議会等への公募委員の登用の拡大を図る。	審議会等の改選時期に併せて関係課等に公募委員の登用について周知を行っている。	幅広く市民の意見が反映されるとともに、審議会等の活性化が図られる。	市の審議会等における公募委員の登用の拡大						総務課
5	審議会等の整理統合	既存の審議会等の設立経緯及び関係法令等から調整を図り、可能なものについて整理統合を推進する。	既存の審議会等の整理統合について関係課等に周知を図っている。	簡素で効率的な行政機構の確立や、経費の節減が図られる。	市の審議会等の整理統合の推進						総務課

2 公正で透明な市政運営

(1) 広報広聴機能の充実

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
6	積極的な広聴活動の展開	高度化、多様化する市民ニーズを把握するため、市長への手紙や行政出前講座等により、積極的な広聴活動を展開するとともに、ホームページに掲載する。	市長への手紙や行政出前講座のほか、平成21年度と22年度の2か年で市内全21地区においてタウンミーティングを実施した。	高度化、多様化する市民ニーズに対応した施策の実施が図られる。	市長への手紙や行政出前講座の継続実施						企画調整課 各課
7	ケーブルテレビによる広報活動の充実	ケーブルテレビのコミュニティチャンネルについて、番組やデータ放送により提供する行政情報を更に充実させ、市民の利便性の向上と緊急時の情報伝達能力の向上を図る。	平成23年度から、視聴者のニーズに合わせ行政番組の高画質化や高音質化を図るため、砺波市・南砺市・TSTの各チャンネルを統合しハイビジョン化した。また、行政情報や緊急情報などをテレビ画面で伝えるデータ放送を開始した。	市民の利便性の向上が図られるとともに、広報活動の一層の充実が図られる。	コミュニティチャンネルの番組やデータ放送による行政情報の充実						広報情報課
8	「広報となみ」の電子媒体での利用促進	新たに、スマートフォンやタブレット端末専用の「広報となみ」の閲覧用ファイルを毎号作成し、ホームページに掲載する。	ホームページに「広報となみ」のPDF版を掲載しているが、画面の広さに制約のある携帯端末等では閲覧できなかった。	市民がいつでも、どこでも「広報となみ」の情報に触れることができ、広報活動の一層の充実が図られる。	携帯用端末等専用の閲覧用ファイル作成の調査・検討						広報情報課

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
9	ホームページの情報発信力と利便性の向上	ウェブ上の様々な情報発信の仕組みを積極的に活用するとともに、多様な情報端末機器にも対応できるよう、研究を行う。	パソコンからのアクセスに対する記事の質と量の充実に努めた。	ホームページのアクセス数が増加により、市民サービスや行政事務などの情報化の推進が図られる。 ■ホームページのアクセス数を、平成22年度の39万件から平成28年度には45万件とすることを目標とする。	ホームページの更新 SNSによる情報発信 ホームページによる最新情報の発信					広報情報課

(2) パブリックコメント制度の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
10	パブリックコメント制度の推進	条例や施策の立案過程において素案を公表し、広く市民の意見を求めるため、パブリックコメント制度の推進を図る。	条例や施策の立案過程において市民の意見を求める、パブリックコメント制度を導入した。	市民への説明責任を果たすとともに、行政運営に市民の意見や考えが反映され、市民との協働による行政運営が図られる。	パブリックコメント制度の推進					企画調整課各課

(3) 財政情報のわかりやすい公表

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
11	連結財務4表及び財務分析結果の公表	普通会計、特別会計及び企業会計を含めた連結財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）及びその分析結果を公表する。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標（財政の健全性、サービスの効率性、経年比較等）の公表を行っている。 なお、財務諸表の作成基準は統一されていないため、連結決算を行うために必要な表示科目の読替手続きや会計間の内部取引の相殺等の作業が未着手である。	砺波市と同一モデル及び連結範囲で公表を行っている類似団体との比較や分析が可能になるとともに、財政運用上の目標設定や方向性の検討、行政評価との連携、受益者負担の適正化等への活用が図られる。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標の公表 連結範囲、財務分析等の公表内容の検討、実施					財政課

(4) 行政評価の実施

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
12	行政評価の実施方法の検討	全ての事務事業を対象に行っている行政評価の実施方法について、更に調査・研究・検討を行う。	全ての事務事業を対象に行政評価を実施し、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図っている。 また、平成22年度から、部・課長に相当する職員で構成するワーキンググループによる全方的視点からの二次評価を取り入れた。	行政の説明責任の徹底、限られた財源・人材による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換や行政組織構造の見直しが図られる。	行政評価の継続的な実施 C評価とされた事業に対する取組の検討 B評価とされた事業に対する取組の検討 行政評価の新しい実施方法の調査・研究・検討 行政評価の新しい実施方法の導入					総務課

3 事務・事業の見直し

(1) 事務・事業の整理合理化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
13	市営バスの路線等の見直し	平成23年10月のダイヤ改正に合わせ、既存の市営バス4路線とふれあいバス、福祉バスの路線を統合し、12路線とする。	市営バスや民間バス等の公共交通機関がない交通空白地域があった。	市営バスと民間バスの接続強化及び利便性の向上が図られる。 また、交通空白地域が解消されるとともに、運転免許を持たない交通弱者の足を確保することにより、市民の生活利便性が確保され、市街地の活性化が図られる。 ■市営バスの収支率を平成22年度の16.6%から平成28年度には20%に、また、市営バス利用者数を平成22年度の42,125人から平成28年度には50,000人となることを目標とする。	条例等の整備 ダイヤ改正後の新路線による運行 ダイヤ改正後の新路線の効果検証・新ダイヤの検討 ダイヤ改正後の運行 ダイヤ改正の効果検証・新ダイヤの検討					社会福祉課 生活環境課

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
14	観光振興戦略の推進と観光関連事業やイベント等の見直し	平成22年度に策定した「砺波市観光振興戦略プラン」に基づき、毎年、観光関連事業やイベント等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理及び分析を行い、事業内容の見直しを行う。	平成23年度を初年度とする「砺波市観光振興戦略プラン」を定めた。また、プランに基づいた事業等を平成23年度予算に反映した。	事業内容の見直しが図られるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。 ■観光入込客をイベントや観光施設の入場者も含めて、平成21年度の163万人から平成27年度には180万人となることを目標とする。	砺波市観光振興戦略プランの実施・検証	砺波市観光振興戦略アクションプランの作成	砺波市観光振興戦略アクションプランの実施・検証	新計画の策定、検討		観光振興戦略室
15	類似施設の統合	既存の部屋や空スペースを、需要の高い部屋に改修するとともに、他施設で実施している類似講座を集約し、効率を高める。	職業能力開発センターでは利用需要が低い部屋が複数ある。また、勤労青少年ホーム及びとなみ野サロンは耐震化されていない。	施設利用が増えるとともに、類似講座の集約により受講者の増加が見込まれる。また、施設維持経費や人件費の削減が図られる。	施設改修	講座の集約、見直し	各施設から職業能力開発センターへ講座等実施会場の異動			職業能力開発センター 勤労青少年ホーム となみ野サロン
16	水道台帳のペーパーレス化	紙ベースの水道台帳の加除を中止し、データ管理のみに移行する。	紙ベースの水道台帳の加除を行い、データ入力時の参考資料として使用している。	市民からの問合せ等への迅速な対応を実現するとともに、保管スペースの削減及び台帳作成事務の簡素化が図られる。	ペーパーレス化に伴う課題の検証			全件ペーパーレス		上水道課

(2) 補助金等の適正化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
17	補助金等の適正化	補助金や負担金等について一覧表を作成し、行政の関与や効果、経費負担の在り方等について検討し、目的が達成されたものや効果が期待できなくなったものについて、廃止、縮小、統合等を行う。	平成24年度から、団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用できるように検討している。	補助金や負担金について常に見直しを行い、スクラップアンドビルドを行うことで、市民ニーズに柔軟に対応することができるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。	補助金等一覧表の作成	補助金額調整制度の実施	補助金等の在り方等についての検討			財政課

(3) 民間機能の活用

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
18	指定管理者制度の積極的、計画的な活用	地域活性化や市民サービスの向上等を図るため、引き続き、指定管理者制度の積極的な活用を図る。	平成18年度から、民間機能を活用することが適当な事務、事業について、指定管理者制度の積極的な活用を図っている。	地域活性化や市民サービスの向上が図られるとともに、行政経費の節減が図られる。	指定管理者制度の積極的な活用					各課

(4) 環境と共生する行政運営の推進

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
19	公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理について具体的な検討を行うとともに、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図る。また、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。	軽自動車を共用車として各課の利用促進を図った。また、公用車の更新時には軽自動車等の環境に配慮した車両の導入を図った。	環境への負荷低減が図られるとともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	行政改革専門部会において検討	公用車運行状況調査の実施	公用車の一元管理による車両台数の計画的な削減	軽自動車及びハイブリッド車等の導入		総務課 財政課
20	緑のカーテンの普及	花と緑いっぱいのもち及び地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進し、夏の暑さを和らげるうえにおいのある環境作りのため、窓の外のネット等に関する性植物を合わせた自然のカーテンを普及する。	市役所庁舎を利用し、緑のカーテンの実効性と効果について検証を行った。	花と緑のまちのPRとともに、夏の暑さを和らげることにより、地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進が図られる。	補助金による普及啓発			コンテストによる普及啓発		生活環境課
21	省エネルギーの推進及びCO2削減の取組みの推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために策定した「地球温暖化防止砺波市役所実行計画」に基づき、電気、ガス、水道や公用車の燃料使用量の削減に努める。また、「砺波市地球温暖化防止計画」の策定について調査、研究を進める。	職員を対象としたアンケート調査を実施し、地球温暖化防止のための意識の高揚を図った。また、公用車の燃料使用量調査を実施するとともに、地球温暖化防止砺波市役所推進会議等を開催した。	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進と、環境にやさしい行政運営の推進が図られる。	地球温暖化防止砺波市役所実行計画の実施	次期実行計画の策定	次期実行計画の実施	砺波市地球温暖化防止計画策定のための調査、研究		生活環境課

(5) 広域連携による政策の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
22	広域連携による事務事業の推進	合理的かつ効率的に事務事業を行うため、事務事業全般について常に見直しを行うとともに、共同処理の推進について検討するとともに、観光と産業が一体となった観光宣伝事業を展開する。	平成22年度に、砺波市と南砺市で設置する砺波広域圏消防本部と小矢部市消防本部を統合し、砺波地域消防組合を設置した。また、介護保険事業やごみ処理事業についても広域連携による事務を行っている。	合理的かつ効率的な事務事業を行うことができるとともに、行政経費の節減が図られる。						各課
					共同処理の推進の検討及び観光と産業が一体となった観光宣伝事業の展開					

4 人材育成と職員の意識改革

(1) 人材の育成・確保

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
23	人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	平成19年度より、人事評価制度を試行し、昇任、異動、研修派遣者の選考及び人材育成等に活用している。	職員一人ひとりの能力、適性、実績見込みに応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。						総務課
					人事評価制度の試行実施					
					新たな人事評価制度の検討					
								新たな人事評価制度の実施		
24	効果的、計画的な研修の実施	「砺波市人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有する人材の育成に努めるため、総務課において、効果的、計画的な研修を実施するとともに、職場内研修の実施を徹底する。	平成19年度を初年度とする「砺波市人材育成基本方針」を定めた。また、平成21年度より、専門的知識や技術を取得するための一部の研修について、各課主導から総務課主導に変更した。	計画的に政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有する人材育成が図られる。 ■職員研修回数を、平成22年度の42回から平成28年度には45回とすることを、また、研修の延参加者数を平成22年度の608人から平成28年度には650人以上の参加とすることを目標とする。						総務課
					砺波市人材育成基本方針の実施					
					効果的、計画的な研修の実施					

(2) 職員の意識改革の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
25	職員からの事務改善提案等の募集、実施による改革意識の推進	市民サービスの向上や職員の意識改革を推進するため、職員からの事務改善提案等を随時募集、実施する。	これまでも職員からの事務改善提案等を募集、実施しており、件数は年々増加している。	市民サービスの向上が図られるとともに、市民福祉の向上に視点を置いた職員の意識改革が推進される。						総務課
					職員からの事務改善提案等の募集、実施					
26	自分の地域をよく知るための意識付け	愛着を持って行政を行うことの意識付けを進めるため、職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集を行わせる。	審議会等の結果について職員への公表は行っていたが、意見、提案の募集を行ったものは少数だった。	自分の地域をよく知り、愛着を持って行政に取り組むことができる。						各課
					職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集					
27	窓口サービスの向上	窓口での市民サービスの向上や満足度を高めるため、各課での接遇研修や窓口アンケートを実施するとともに、開庁時間の延長を行う。	毎週月曜日に一部業務（税務課、社会福祉課、高齢介護課、健康センター、市民課、上水道課、下水道課、こども課）について窓口受付時間を7時まで延長している。	職員の接遇について改善が図られるとともに、窓口での市民サービスの向上や満足度が高まる。						総務課
					各課での接遇研修の実施					
					窓口アンケートの実施					
					窓口アンケートの検証					

5 定員管理と組織機構の適正化

(1) 定員管理の適正化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
28	定員適正化計画の策定及び定員管理等の公表	平成21年度に策定した「砺波市定員適正化計画（後期計画）」に基づき、市民サービスの低下を来さないよう配慮しつつ定員の適正化に努める。	「砺波市定員適正化計画（前期計画）」に基づき58人の定員削減を実施した。また、平成21年度に、平成27年4月までの目標を定めた「砺波市定員適正化計画（後期計画）」を策定した。	市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制が構築されるとともに、人件費の削減が図られる。 ■定員管理について、平成21年4月から平成27年4月までに40人の定員削減を目標とする。						総務課
					砺波市定員適正化計画（後期計画）の実施					
								新計画の検討、策定		
								新計画の実施		

(2) 組織機構の見直し

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
29 組織のスリム化	意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営を実現するため、課の統廃合等による組織のスリム化に努める。	行政改革専門部会において、行政組織の見直しについて検討し、行政改革推進本部会議において課の統廃合等を実施している。 また、平成22年度から、課長の裁量による柔軟な人員配置により業務の平準化が図れるよう、主任を係付けから課付けへと変更した。	課の統廃合等により組織のスリム化が図られるとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営が図られる。	行政組織の見直しの検討						総務課各課

(3) 給与の適正化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
30 能力及び実績を重視した給与制度等の導入	国の基準及び他の地方公共団体の状況等に留意し、一層の適正化に努めるとともに、人事評価が適性に反映される給与制度を導入する。	人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けて検討を行った。	能力及び実績を重視した給与制度により、職員の能力とやる気を引き出し、事務の効率化が図られる。	人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けた検討、実施						総務課

(4) 外郭団体の見直し、活性化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
31 外郭団体等の安定的な経営の指導	外郭団体等が長期的展望に立った安定的な経営を行うため、一部外郭団体について幹部職員の派遣を行うとともに、専門部会等を設置し経営の指導を行う。	外郭団体等に関係のある部・課において指導を行っていた。	外郭団体等について、長期的展望に立った安定的な経営が確立される。 ■市の外郭団体4団体のうち3団体は平成23年度中に、残る1団体は平成24年度中に公益法人移行の続きを完了する予定としている。	専門部会等の設置による経営の指導 外郭団体等の経営の研究 公益法人制度改革に伴う移行手続き						総務課
32 土地開発公社保有土地の売却	土地開発公社の健全な経営を確立するため、保有する土地の売却を積極的に推進する。	平成21年度に、積極的に保有土地の処分を行った。	土地開発公社の健全な経営が確立されるとともに、一層の財政の健全化が図られる。	保有土地の積極的な売却						財政課

6 財政構造の健全化

(1) 健全な財政構造の堅持

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
33 財政指標に留意した健全な財政運営	「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、健全な財政運営を図る。	平成19年度を初年度とする「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」を策定した。 また、学校の耐震化など改築事業は先延ばしにできないため、事業の選択を徹底し公債費負担の適正化を図っている。 更に、公的資金補償金免除繰上償還制度を有効に活用し、公債費負担の軽減を図った。	健全な財政運営が図られる。 ■実質公債費比率を、平成22年度（3か年平均）の20.3%から平成28年度（3か年平均）には18%未満とすることを目標とする。	財政指標に留意した健全な財政運営の実施 砺波市財政健全化計画の実施 砺波市公債費負担適正計画の実施						財政課

(2) 市税、使用料等の確保

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
34 電子申告（eLTAX）の推進	電子申告（eLTAX）の推進を図り、申告等の利便性の向上と公平適正な課税に努める。	市県民税、固定資産税（償却資産）、法人市県民税等の一部について電子申告の受付を実施した。	インターネットを活用し自宅等から申告できるなど利便性の向上が図られるとともに、課税誤りを防止するなど公平適正な課税が図られる。	電子申告（eLTAX）の推進						税務課
35 滞納整理の強化	市税を確保するため、滞納管理システムを導入し、一層の整理強化を図る。 また、市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究を行う。	徴収嘱託員を設置し、滞納整理の強化を図った。 また、口座振替手続きを簡素化し、口座振替利用者の増加、利用率の向上を図っている。	市税の一層の確保が図られる。	滞納管理システムの導入 市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究						税務課

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
36	民具館入館料の徴収	受益と負担の適正化を図るため、民具館の入館料を有料とする。	となみ野田園空間博物館協議会（富山県、砺波市、南砺市）で運営している各施設（情報館、伝統館、交流館）の入館料が無料であることから民具館の入館料も無料となっている。	受益と負担の適正化が図られる。	条例等の整備 入館料の徴収					となみ散居村ミュージアム
37	生きがいセンター庄川高砂会館施設使用料の徴収	受益と負担の適正化を図るため、生きがいセンター庄川高砂会館の施設使用料を有料とする。	施設使用料は無料となっている。	受益と負担の適正化が図られる。	条例等の整備 施設使用料の徴収					地域振興課

(3) 保有財産の有効活用

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
38	未利用地等の有効活用	未利用地等の有効活用を図るため、資産台帳の電子化を図るとともに、民間等への処分や一時貸付等の推進を図る。	未利用地等の売却を実施している。	未利用地等の有効活用が図られるとともに、財政の健全化が推進される。	未利用地等の売却の推進 資産台帳の電子化					財政課
39	橋梁長寿命化修繕計画の策定及び推進	「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成24年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	施設の点検が十分に行われておらず、臨時的な維持修繕により対応している。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	砺波市橋梁長寿命化修繕計画の策定 長寿命化修繕計画の実施					土木課
40	公園施設長寿命化計画の策定及び推進	「砺波市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成25年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	管理委託先からの報告に基づき、応急措置的な維持修繕により対応している。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	砺波市公園施設長寿命化計画の策定 長寿命化計画の実施					都市整備課
41	公営住宅等長寿命化計画の推進	平成22年度に策定した「砺波市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の耐久性の向上と予防保全的な維持管理を図る。	平成22年度に「砺波市公営住宅等長寿命化計画」を策定した。	計画的な維持管理により、公営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの低減が図られる。	砺波市公営住宅等長寿命化計画の実施					都市整備課

(4) 公共事業等の見直し

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
42	総合計画等の策定及び推進	「砺波市総合計画」や「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、中長期計画の見通しの下で計画に計上された事業を実施するなど、財政規模に見合った事業を計画的に進める。	平成18年度に、平成19年度を初年度とする「砺波市総合計画（前期基本計画）」を、平成19年度に同年度が初年度の「砺波市公債費負担適正化計画」を策定した。また、平成23年度において、平成24年度から平成28年度を計画期間とする「砺波市総合計画（後期基本計画）」を策定する。	財政規模に見合った事業を計画的に進めることにより、行政経費の削減が図られる。	砺波市総合計画（前期基本計画）の実施 砺波市総合計画（後期基本計画）の策定 砺波市総合計画（後期基本計画）の実施 砺波市公債費負担適正計画の実施					企画調整課 財政課
43	入札及び契約事務の改善	入札及び契約事務の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等について、引き続き調査、研究を進める。	平成21年から設計額が500万円以上の建設工事について条件付一般競争入札を導入するとともに、郵便入札を実施した。また、ホームページ等により入札結果の公表を行っている。	入札及び契約事務の透明性及び公平性が高まる。	条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等の調査研究					財政課

(5) 公営企業等の経営健全化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
44	水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化	平成21年度に策定した「砺波市水道ビジョン」に基づき、計画的に施設整備を進めるとともに、独立採算制を堅持し、経営基盤強化を図る。	平成22年度を初年度とする「砺波市水道ビジョン」を策定した。	水道事業及び工業用水道事業の経営健全化が図られる。 ■有収率を、平成22年度の81.25%から平成28年度は84.0%とすることを目標とする。	砺波市水道ビジョンに基づく事業の推進					上水道課
45	下水道の経営基盤強化	平成22年度に策定した「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営基盤強化を図る。	平成23年度を初年度とする「砺波市下水道事業中期経営計画」を策定した。	下水道事業の経営健全化が図られる。 ■下水道普及率を、平成22年度の69.4%から平成28年度には75.7%に、また、水洗化率を、平成22年度の85.2%から平成28年度には88.8%とすることを目標とする。	中期経営計画に基づく事業の推進 次期経営計画のための調査・研究 次期経営計画の策定			中期経営計画の中間評価		下水道課

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
46	病院事業の経営健全化	平成20年度に策定した「市立砺波総合病院改革プラン」に基づき、収益の確保や経費の節減による効率化等に努め、安定的かつ自立的な経営による良質な医療を継続して提供できる体制の構築を図る。	平成21年度を初年度とする「市立砺波総合病院改革プラン」を策定した。なお、毎年四半期毎に検証を行いながら計画実施に取り組んでいる。	病院事業の経営健全化により、必要な医療の安定的かつ継続的な提供が図られる。			市立砺波総合病院改革プランの実施・四半期ごとの検証 次期改革プランの策定 次期改革プランの実施			砺波総合病院

(6) 自主財源の確保

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
47	広告料収入による自主財源の確保	ホームページに有料広告を掲載し、自主財源の確保を図るとともに、地場産業の紹介の場を提供する。	他自治体の仕組みや問題点を調査し、当市における広告媒体の検討を行った。	自主財源の確保が図られるとともに、地域経済の活性化が図られる。		要綱等の整備 → 広告主の募集・掲載				広報情報課
48	企業の誘致促進地場産業の活性化	平成17年度に策定した「砺波地域産業振興計画」に基づき、企業誘致等に取り組むとともに、地場産業の活性化を推進する。また、新たに「砺波市企業立地促進計画」を策定し、企業誘致と既存企業の増設の推進を図る。	平成18年度を初年度とする「砺波地域産業振興計画」を策定した。なお、これまでに、中小企業振興資金や小口事業資金等の融資実行時における保証料助成率のかさ上げや、コンベンション誘致支援事業、中小企業を対象としたインターンシップ事業に対する助成、展示会への出展料等の補助等を実施するとともに、平成23年度から既存立地企業の事業拡張、新規事業の誘致推進及び企業の要望等に機動的に対応するため、商工観光課内に企業立地推進担当を設けた。	市民の就労機会が確保されるとともに、固定資産税をはじめとする市税等の確保が図られる。		砺波市企業立地促進計画策定のための調査、研究 → 砺波市企業立地促進計画の策定 促進計画の推進			商工観光課	

(7) 経常経費の削減

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
49	経常経費の削減	平成18年度に策定した「砺波市財政健全化計画」に基づき、健全な財政を堅持するため、事務事業等の見直しを行い、補助費や管理的経費の削減を図る。	平成19年度を初年度とする「砺波市財政健全化計画」を策定した。また、事務事業等の見直しについて検証、検討を行うため、総合計画実施計画のローリングを企画調整課と財政課が合同で行っている。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。		経常経費の削減並びに効率化 → 砺波市財政健全化計画の実施				企画調整課 財政課

7 電子自治体の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
50	共同アウトソーシング方式についての調査・研究	県西部6市による情報システムの共同アウトソーシング又はクラウドコンピューティングについて調査・研究を行う。	県西部6市の情報システムの現状調査を行い、参加団体の保有するシステムについて調査比較を実施した。	財政面の負担軽減を図る。		共同アウトソーシング方式の調査・研究 → 導入システムの選定・調整				広報情報課

各専門部会における調査研究テーマの検討結果について

1 第1専門部会（行政組織・定員適正化）の検討結果について

(1) 方針

課の統廃合を進めるなど組織の簡素化に努めるとともに、市民に分かりやすい行政組織を目指す

(2) 具体的な検討内容

ア 職員の適正配置及び定員削減を踏まえた簡素な行政組織の検討

- a スタッフ制の導入
- b 中堅職員研修の実施
- c 企画調整課、広報情報課及び総務課の業務分担の見直し
- d 上水道課と下水道課の統合

イ 平成23年度以降も検討を行うもの

- a 観光振興戦略室と商工観光課の業務分担の見直し
- b 農業振興課と農地林務課の統合
- c 散居村ミュージアムと散村地域研究所の連携及び指定管理化
- d 地域振興課振興係の廃止又は教育委員会の設置場所の変更などの庄川支所機能の効率化

2 第2専門部会（事務事業の整理統合）の検討結果について

(1) 方針

類似事業は整理統合し、効率化を進める。

(2) 具体的な検討内容

ア 公の施設の使用料及び減免規定の見直しについて

市の施設の利用者の「公平な受益者負担」及び「均一的な取扱い」の観点から、以下のとおり見直しを行うこととした。

a 使用料・利用料の見直し方針

施設の使用料・利用料について	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料・利用料を徴収していない施設については、原則としてこれを設定する。 ○施設利用の利便性及び施設管理上の観点から、原則として施設の利用形態を「時間帯」とする。（「1時間単位」の利用形態としない。） ○原則として施設の利用時間帯（昼間、夜間など）により使用料・利用料の単価の額に差異を設けない。 ○利用者の利用目的に直接関係しない「施設の建築経過年数」、「管理運営コスト」、「利用実績」等により使用料・利用料の額に差異を設けない。 ○利用時間帯を超えて利用した場合は、原則として超過した時間1時間につき基本使用料（時間帯料金）に10分の3を乗じた額を基本使用料に加算する。
冷暖房について	<ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房を利用する場合は、原則として基本使用料（時間帯料金）に10分の3を乗じた額を基本使用料に加算する。
営利目的の使用について	<ul style="list-style-type: none"> ○営利目的の使用をする場合は、原則として基本使用料（時間帯料金）に2を乗じた額を基本使用料とする。
減免基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○ホールや観光施設など、類似施設の減免基準は主旨を統一する。 ○減免規定は条例に定めることとし、その運用細目については規則等で定める。

b 入館料・観覧料等の見直し方針

施設の入館料・観覧料について	<ul style="list-style-type: none"> ○入館料・観覧料等を徴収していない施設については、原則としてこれを設定する。
----------------	--

<p>団体、個人の定義について</p>	<p>○観光施設（出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム、水資料館、かいによ苑、美術館）については、20人以上を対象に団体料金を設定する。</p> <p>○団体料金は、個人単位の入館料・観覧料等から2割に相当する額を減じた額とし、条例で定める。</p>
<p>年齢の定義について</p>	<p>○年齢の区分は、「小学生」、「中学生」、「高校生」、「一般」として条文中の表現を統一し、それぞれの施設等の目的によってその区分を適用することとし、条例で定める。</p> <p>○施設の設置目的に応じ、年齢の区分に「高齢者（65歳以上の者をいう。）」の区分を設けることができるものとし、条例で定める。</p>
<p>身体障害者等の定義について</p>	<p>○身体障害者等の入館料・観覧料等を設定する場合は、「身体障害者手帳等の所持者」にその条文中の表現を統一し、条例で定める。</p> <p>※身体障害者等の定義としては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類のうち、いずれかの手帳を所持する者とする。</p> <p>○身体障害者等料金は「無料」とし、条例で定める。</p> <p>○上記にかかわらず、苗加苑、北部苑、麦秋苑、庄川健康プラザ（ウォーキングプール）は、施設設置の趣旨から対象としない。</p>

イ 公用車の効率的な運用による計画的な台数削減及びエコカーへの変更の検討

- a 共用車の台数を増やし、効率的な車両運用を図る。
- b 公用車の買い替えの際に台数の削減を検討するとともに、買い替えの場合は、軽自動車化、ハイブリッド化を図る。

ウ 団体運営補助金の適正化について

砺波市行政改革大綱に掲げる補助金等の適正化の観点から、各種団体の運営を支援する目的で交付する補助金について、特に繰越金の多い団体を対象に、補助金の額の適正化制度を設け、平成24年度からの適用を検討した。

なお、この制度は政策的な補助金の削減等を妨げるものでないものとする。

3 第3専門部会（外郭団体の見直し）の検討結果について

(1) 方針

特例民法法人である外郭団体の公益財団法人移行の手続き指導を行うとともに、事業費補助金及び委託金の見直し等自立的な経営について検討を行う。

(2) 具体的な検討内容

ア 公益財団法人移行に向けての検討について

a 公益財団法人移行方針の検討

- 砺波市花と緑の財団・・・平成24年4月1日を目途に公益法人に移行
- 砺波市体育協会・・・・平成24年11月1日を目途に公益法人に移行
- 砺波市農業公社・・・・平成24年4月1日を目途に公益法人に移行

b 法人の定款に関する検討

以下のことについて基本的な方針を示す。

- 会計年度
- 評議員
- 役員
- 公益認定の取り消し等に伴う贈与及び解散時の残余財産の帰属
- 組織、内部管理に必要な規程等

イ 外郭団体に支出する事業費補助金等の見直しの検討について

市の外郭団体は、消費税や法人税等の国税を納めているが、その事業に係る必要経費は、市が事業補助金又は事業委託料として支出しているため、それらの支出方法により税の節減を図ることを検討した。

また、公益法人の認定を受けることで、税に対する優遇措置の制度を活用して節税に努めるものである。

a 補助金等の見直しの検討

- 委託料の支出方法の見直し
- 補助金の支出方法の見直し
- 公益法人税制の活用

4 第4専門部会（事務改善）の検討結果について

(1) 方針

①民間でできることは民間で ②市民サービスの向上 ③費用対効果 ④取り組み時期の観点から、事務改善を検討する。

(2) 具体的な検討内容

ア 広告料収入の検討

市町村の広告事業への取り組みは広く普及してきており、新たな財源確保及び市有財産の有効活用に資することが期待できることから、平成23年度内に広告料収入に関する事業実施要綱を定め、平成24年度からの実施に向けて手続きを進める。

なお、当面、広告事業は市のホームページバナー広告に限り、その他の広告媒体については、継続して検討する。

イ 新たな職員提案の募集と検討

職員提案数 32件（平成23年度 新規26件 平成22年度からの継続6件）

a 今年度から取り組むもの

- まちづくり研究会等の市民協働参画組織の継続又は発展的な活動
- 事務用品・消耗品の共同利用の推進
- 照明等の消灯の推進
- 市保有バスの管理趣旨の徹底

など

b 平成24年度実施にむけ取り組むもの

- 庁舎内掲示の統一
- 職員への市庁舎等の光熱水費の報告
- 駐輪場の充実
- 総合防災訓練の職員参加

など

c 今後検討するもの

- CADソフトの一元化
- パンフレット及びポスター等のデザイン及びサイズ等の統一
- 債権者に関する情報の共有管理
- 市保有バス利用基準等の見直し
- 総合計画実施計画の範囲拡大（特別会計、企業会計など）
- 土木工事等業者委託費の縮小

など

砺波市行政評価の実施方法と結果

1 行政評価のねらい

(1) 市民と行政の協働

市の仕事（政策や施策、事務事業）を市民に公表し、市政の透明性を高め運営を行うことにより、市民との協働によるまちづくりを推進する。

(2) まちづくりへの反映

効率的で質の高いサービスの提供のため、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算編成の参考とする。

(3) 職員の意識改革

仕事の目的・目標を明らかにし、サービスを受ける市民の視点に立って、新たな創意工夫を行いながら取り組むという職員の意識改革につなげる。

2 実施方法と結果

(1) 一次評価（所管課長による評価）

総合計画の施策の体系に基づき、283事業を評価対象とし、134施策の評価（評価表の作成）を行った。

ア 評価方法

「評価表」は、計画に基づき事業を実施し、その成果を評価することで事業の改善を図るという手法（PDCAサイクル手法）に基づき、所管課で作成し、所管課長が評価する。

イ 一次評価の結果

・期待以上に達成	13 施策
・期待どおりに達成	119 施策
・期待以下の達成	2 施策
合計	134 施策

(2) 二次評価（ワーキンググループによる評価）

次に示す選定基準に基づき選定した56施策の評価（評価表の作成）を行った。

ア 二次評価の対象事業の選定

各所管課で一次評価された施策（評価表）から二次評価を行う事業を選定する。

【選定基準】

- 平成22年度から新たに実施した事務事業
- 平成21年度砺波市行政評価の二次評価において、改善又は廃止・休止の事業
- 従来から継続して実施しているが、事務手続き等を見直して実施した事業

イ 二次評価

二次評価の対象となった施策（評価表）は、総合計画の5つの基本方針毎に設けられたワーキンググループ（部長、支所長、課長等で構成）において、事業を所管する所属長が評価表の説明を行い、その事業をワーキンググループ内で「必要性」、「優先性」、「妥当性」、「成果」の4つの視点から分析し、「現状維持」、「改善」、「廃止・休止」の3段階で評価を行った。

ウ 二次評価の結果

・現状維持とする	18 施策
・改善を要する	37 施策
・廃止・休止とする	1 施策
合計	56 施策

(3) 評価に対する改善策の報告

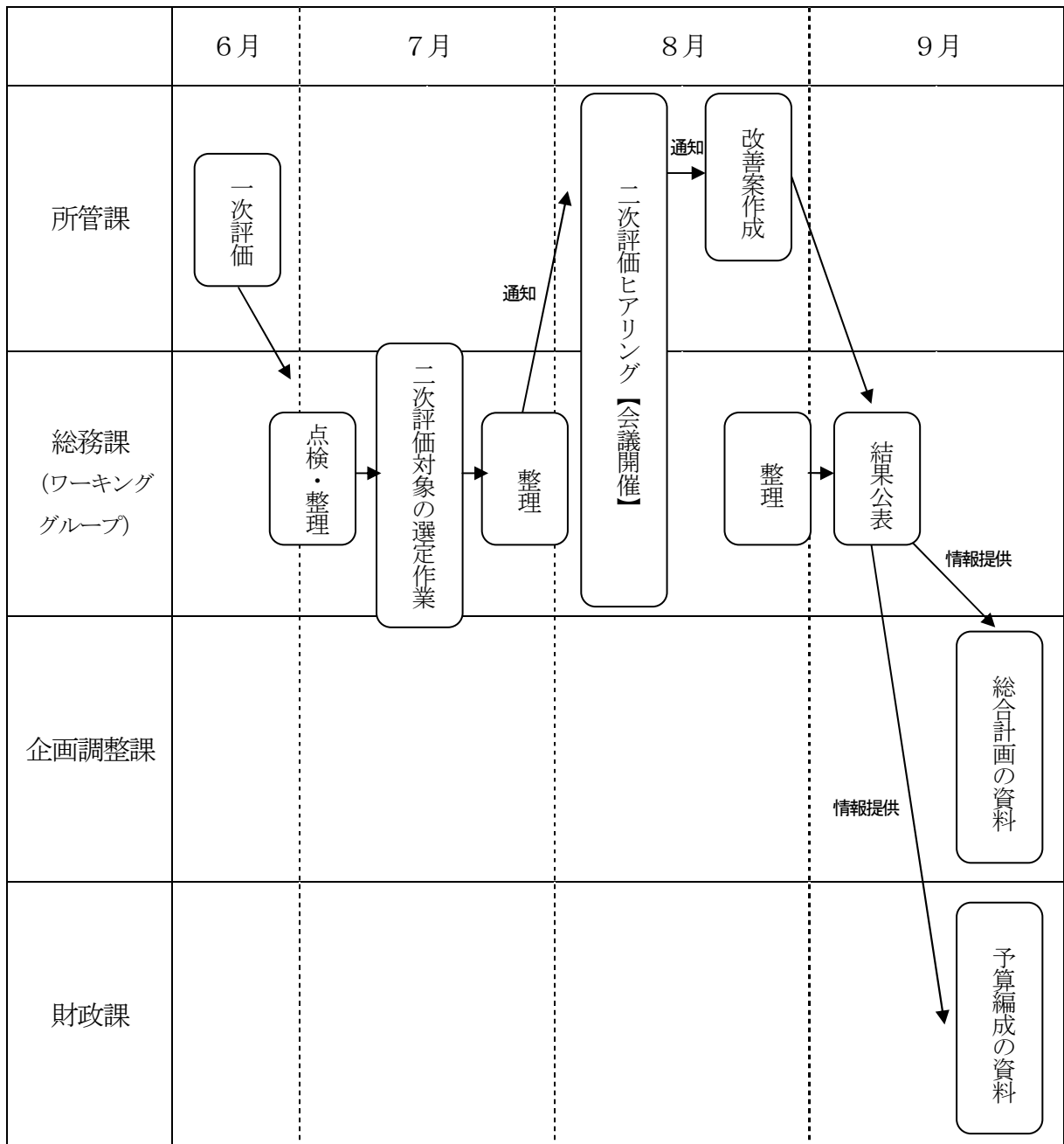
二次評価において、改善等が必要と判断された施策（改善又は廃止・休止と判断された評価表）については、所管課に改善策の報告を求めた。

(4) 結果の活用

評価結果と改善策について取りまとめたものは、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算編成の参考とする。

職員の意識改革を促すためにグループウェアへ掲載するとともに、市の行政評価の取り組みと市の仕事（政策や施策、事務事業）を市民に公表し、市政の透明性を高め運営を行うため、ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーに備え置いている。

3 全体のスケジュール



平成22年度行政評価結果一覧表（二次評価において改善又は廃止・休止と判断された評価表）

所管課	施策名	事業名	二次評価	ワーキンググループの二次評価コメント	所管課の改善策	
1	健康センター	健康診査の普及啓発	健康診査事業（39歳以下健康診査事業・骨粗追加） がん予防検診事業 健康相談・健診事後訪問 特定保健指導	一部事業に改善を要する	検診は重点年齢に絞って取り組み効果的な保健事業を推進するとともに引き続き受診率の向上に努めること。	各検診ごとに重点年齢を絞り取り組みを強化し、受診率向上に努めます。重点年齢は胃がん50歳代、乳がん40歳代、子宮がん20歳～30歳代、大腸がん50歳代、肺がん・結核検診60歳代とする。
2	こども課	子育て施設の充実	保育所運営事業 民間保育所育成事業 保育園就園奨励事業	一部事業に改善を要する	職員（加配職員、給食パート職員）の配置について、市民のニーズを満たすように、その必要性・効率性を精査し、経費面の効率を上げるように検討する必要がある。	支援を要する児童が年々増えてきており、加配職員の必要性は増している。また給食のパートは時間帯を考慮したパート配置を検討した。今後も職員の配置については検討をしていく。
3	こども課	子育てと仕事の両立支援	児童福祉事業 家庭児童対策事業 地域児童対策事業 児童センター管理運営事業 子育て支援センター運営事業	一部事業に改善を要する	出町児童センターについては、出町小の放課後児童クラブができたことから事業内容が重複しないように調整するとともに、他の児童センターとの事業内容バランスを図ること。	出町児童センターでは、放課後の中学生までのカギっ子対策と共に「すくすくひろば」を実施し、子育て支援を行い、出町小放課後児童クラブとは事業内容が重複しないように配慮している。
4	高齢介護課	在宅生活向上に向けた支援強化	在宅福祉対策事業 地域支援事業	一部事業に改善を要する	在宅福祉事業については重点化を図ることなど手段について検討されたい。	県が平成24年度予算要求に向けて「富山県在宅福祉対策事業（県単独補助事業）」の見直しに取り組んでおり、その動向を見極め、市の在宅福祉事業について来年度予算要求時まで、実施方法及び内容等を見直すこととしたい。
5	健康センター	在宅生活向上に向けた支援強化	訪問看護ステーション事業	改善を要する	住民の需要を確認し、将来的に規模を拡大するののか縮小するのの方針を定め、適正な事業運営に努めること。	訪問看護事業の規模については、「地域医療福祉を考える会」で検討されておりその結果を受け方針を決定する。また、今年度 看護協会が実施する「訪問看護運営支援アドバイザー事業」によるコンサルテーションを受け「経営・運営」についても検討をする。
6	庄川健康プラザ	介護予防の推進	庄川健康プラザ管理運営事業 庄川介護予防事業	一部事業に改善を要する	事業の内容を精査し、栄養士・保健師・看護師の職員の配置と役割を明確化すること。	高齢者に対する運動器の機能向上を主体とした事業を展開する上で、食生活相談・指導等を担当する栄養士、健康運動指導士の補助として高齢者の運動器の機能向上を図る看護師、介護予防のための助言・指導・情報提供及び、高齢者のきめ細かな健康相談等の指導をする保健師が必要であるため、適正な人員数を考慮して、健康センターとの連携を図るなど検討したい。
7	社会福祉課	生きがいづくりの支援	福祉センター管理運営事業	改善を要する	利用時間の延長等、利用者のニーズを調査し、使い易い運営方法を検討し、利用者の拡大を図られたい。	本年9月、10月にかけて市社協とともに21地区すべてで、各地区まわりを実施する。その際に福祉センターに関してのニーズを調査し、その結果を基に運営方法について検討していく。
8	社会福祉課	生きがいづくりの支援	高齢者福祉対策事業（敬老慰問、高齢者入浴券配付事業、その他事務費） 高齢者の生きがいと社会参加事業	一部事業に改善を要する	生きがいセンターについては、受益と負担のバランスを図り、施設管理費を利用団体に負担させるなど検討すること。（利用した人から収入させる工夫）	出町いきがいセンターは北陸電力からの賃借（年間：1,155千円 平成32年度までの契約）しているものである。また、出町地区の福祉センターと位置づけている。他のそれと同様に利用料の徴収をということも考えられるが、賃借物件との関係や負担の項目（利用者からの利用料、施設の維持管理料（電気・水道料など）を委託先が負担など）について関係機関や委託先の出町老人クラブとの検討・協議を行っていききたい。
9	地域振興課	生きがいづくりの支援	高砂会館管理運営事業 フルーツ村管理運営事業	一部事業に改善を要する	高砂会館については、高齢者との協働による事業運営とし、ニーズにあった講座を増やして利用者増を図られたい。 フルーツ村は、平成24年度に事業廃止をすることを決定した。	高砂会館については、高砂会館運営委員会に加え、老人クラブにも事業・講座について協議し、利用者増に努める。また、3つの新たな教室を開催するとともに、高齢者のニーズに合った利用の方策を検討する。
10	社会福祉課	就労の支援	シルバー人材センター運営事業	改善を要する	砺波シルバー人材センター庄川支所の職員を本所へ集約させ、効率的な職員配置とするとともに自立に向けた会員主体の運営を検討すること。	市シルバー人材センターと協議を行い、平成24年度から職員を本所1箇所に集約していくこととする。

	所管課	施策名	事業名				二次評価	ワーキンググループの二次評価コメント	所管課の改善策
11	社会福祉課	社会参加と相談支援の充実	障害福祉推進事業	障害福祉サービス事業	地域生活支援事業	重度障害者等医療助成事業	一部事業に改善を要する	障害者福祉給付金については、現金給付の見直しを検討すること。	障害者福祉給付金については平成23年度に支給要件の見直しを行ったが、一方では、今まで対象としていなかった精神障害者を新たに加えた。よって、事業実施の見直しについては中・長期的に検討していきたい。
12	社会福祉課	地域ぐるみの福祉活動の推進	民生児童委員活動事業	遺族援護事業	法外援護事業	社会福祉団体活動推進事業（地区社協助成）	一部事業に改善を要する	市戦没者追悼式、住宅災害見舞金など、事業について優先的に実施すべきかどうか検討が必要である。	・市戦没者追悼式については、これまで通り継続して実施。 ・住宅災害見舞金をはじめ法外援護事業は不特定不確実性の高いものであるが、引き続き実施していく。 ・市社協の事業については、地域福祉の推進、特に地域での見守り活動に力点を置いて優先的に実施していく。
13	生涯学習・スポーツ課	青少年活動の機会の提供	庄川若者の館管理運営事業				改善を要する	若者を中心とした利用形態にし、若者が自主的な運営管理をするように行政的な指導を行うとともに、若者について利用料無料化の導入を検討するなど改善の速度をあげること。	・減免規定を見直し、市の主催・共催事業を除く使用については、平成24年度から受益者負担を求め維持管理費とのバランスを図る。 ・となみもっと元気事業【闘魂元気道場】の活動拠点として定着させる。
14	となみ野サロン	交流を通じた学習の推進	となみ野サロン教養教室開設事業	庄川いきいき館教養教室開設事業			一部事業に改善を要する	市で行う講座を精査するとともに、庄川いきいき館教養教室開設事業となみ野サロン教養教室開設事業の統合を速やかにすること。	となみ野サロン教養講座と庄川いきいき館教養講座の事業の統合を図る。
15	となみ野サロン	生涯学習施設の整備・充実	となみ野サロン管理運営事業	庄川いきいき館管理運営事業			一部事業に改善を要する	庄川いきいき館管理運営事業は、教養教室開設事業の統合に伴い、となみ野サロン管理運営事業と統合するよう検討すること。	庄川いきいき館、教養教室開設事業の統合を図り、となみ野サロン管理運営事業と統合するよう検討する。
16	生涯学習・スポーツ課	芸術・文化活動への支援	庄川まちかどギャラリー蔵管理運営事業				廃止・休止とする	市内には美術館もあり、類似した施設を見直すことから廃止することとする。違う使用方法も検討し有効活用をすること（収蔵庫としての利用を検討）。	平成24年度から減免規定を見直し、受益者負担を求め、維持管理経費とのバランスを図る。 平成24年度の利用実績をもとに施設の別の使用方法を検討する。
17	生涯学習・スポーツ課	文化財の保護と活用	庄川民芸館管理運営事業	文化財保存整備事業（市内遺跡試掘調査事業）			一部事業に改善を要する	庄川民芸館は、常時開館することは困難なため、収蔵品の展示を別の施設で行い、施設は収蔵機能に特化させ有効活用を検討すること。	散居村ミュージアムに、平成23年度より展示スペースを確保し、移設展示しているところであり、庄川民具館は収蔵庫としている。
18	生涯学習・スポーツ課	地域文化の理解と継承	庄川水資料館管理運営事業				改善を要する	庄川の歴史を伝える等歴史資料の展示施設としては重要であるが、その運営方法について水記念公園の管理者とも連携し、利用者増を図られたい。	実施内容については前年より充実させてきているものであり、運営方法についても、水記念公園管理者と一層連携を図り利用増に努めたい。
19	生涯学習・スポーツ課	スポーツ競技力の向上と指導者の育成	スポーツ奨励事業	体育団体育成事業			一部事業に改善を要する	体育協会が自主的な活動を行うようにされたい。生涯学習・スポーツ課との連携が十分に図ることができるよう体育協会の組織人員の配置を検討すべきではないか。	・体育協会では、現在も自主事業（各種スクール）を実施しているが、専門インストラクターの確保や地域スポーツクラブとの住み分けが難しい。指定管理の範囲内の業務や委託事業の消化だけにならぬよう、工夫が必要である。 ・体育協会からは、市職員の派遣を切望されているが、指定管理料の中で、体育協会で採用した職員を育てることが、組織の活力を向上させることに繋がるものと考え、対応したい。
20	散居村ミュージアム	散居景観の保全と活用	散居村連絡協運営事業 博物館推進協負担金	散居村ミュージアム管理運営事業			一部事業に改善を要する	適正な受益負担の観点から、民具館について入館料の導入を検討すること。（平成24年度導入予定）今後、導入した後の成果を確認していく必要がある。	民具館の入館料導入について、平成24年度実施に向け事務事業を進める。
21	散村地域研究所	散居景観の保全と活用	散村地域研究所運営事業				改善を要する	郷土資料館、散村地域研究所、散居村ミュージアムで類似した事業を行っていることから積極的に連携を図ること。特に、散村地域研究所と散居村ミュージアムについては、ともに散居村について調査・研究する観点から散村地域研究所の事務局を散居村ミュージアムに移すとともに、管理者の兼務化などによる連携の強化を検討すること。	真宗の風土展ほか各施設の連携を取りながら事業展開しているところであり、散村研事務局の移転については、となみ散居村ミュージアムと協議しながら今後検討することとしたい。

	所管課	施策名	事業名				二次評価	ワーキンググループの二次評価コメント	所管課の改善策
22	生活環境課	ごみの減量化・資源化の推進	じんかい処理事業				改善を要する	有価物回収奨励金については、資源ごみ収集の日に収集しないもののみを対象にするなど奨励方法を検討すること。（アルミ缶等を二重に収集している。）また、奨励金は、有価物の売却の値段に応じて補助金の額を変更するなどを検討すること。（売却収益が多い場合において奨励金を加算することは適切でない。）さらに、資源ごみの収集は、自治振興会に一元化することも検討すること。	有価物の回収量は、奨励金の交付算定額の引き下げに比例するかのようになっている。一方で、ごみ処理量が増えている。可燃ごみの処理費は1kg当たり14円もかかることから、有価物の売却の値段に応じて交付額を算定するなどの検討も含めて、リサイクル活動の再構築を図ることにより、ごみ処理費を減額し、アルミ缶等を二重に収集するなどの弊害も解消する。また、資源ごみの収集は、自治振興会に一元化することを促す。
23	生活環境課	公共交通の利用促進と活性化	駐車場管理運営事業（経常的経費）	バス運行事業	民間バス事業運行補助		一部事業に改善を要する	市営バスの運行については、ダイヤ・路線等を検討し、利便の向上と効率的な運行を図ること。また、市営バスの運行ルートの変更に合わせて、市が補助している民間バス（特に利用者の減少が著しいルート）路線の廃止を検討すること。（平成23年度から改善実施済み）	運行経費の削減、交通空白地域の解消及び通勤・通学・通院・買物等の利便性の向上を図るため、市内で運行している民間バスと市営バスの路線双方を見直し、ダイヤ改正日の10月1日から新規路線の運行を計画している。民間バス路線は、利用者の減少が著しい梅檀野線を9月30日をもって廃止する。
24	都市整備課	公共交通の利用促進と活性化	駅コミュニティ施設管理事業				改善を要する	コミュニティプラザとして積極的な活用を図るとともに、併せて観光事業及びJR砺波駅の待合機能を強化すること。（平成23年度から所管を商工観光課へ移転 改善実施済み）	平成23年度から商工観光課へ所管替し、改善実施を行った。
25	総務課	地域防災対策の充実	防災無線管理事業	衛星携帯電話整備事業	防災行政無線整備事業	全国瞬時警報システム整備事業（繰越明許）	一部事業に改善を要する	引き続き、新たな防災行政無線整備事業については、新システムの導入を検討すること。（総合計画において整備を計画する。）	防災行政無線整備事業については、無線の方式、同報系（屋外拡声器）の整備する範囲や移動系（携帯・車載無線等）の台数も精査し、総合計画に基づき導入整備を図る。
26	土木課	地域防災対策の充実	河川管理事業				改善を要する	準用河川指定を廃止し、前管理者に移管するため引き続き協議すること。	準用河川（宮川）の指定廃止について、引き続き関係団体（鷹栖土地改良区）と協議を進め、速やかに移管手続きを行い廃止したい。なお、庄川上流用水土地改良区は移管に同意している。
27	農業振興課	温泉と観光施設との連携	夢の平コスモス荘管理運営事業（指定管理）				改善を要する	コスモス荘の利用客は、年々減少していることから、山ならではの特徴を活かした方法など工夫を凝らして来場者の増加を図りたい。リフト・スキー場と一体的な管理を指定管理者にさせるなどの見直しを検討すること。	これまで、中山間地域ならではの長所を活かした企画をして利用者増に努めているが、更なる企画がないか提案指導を重ねてまいりたい。夢の平レクリエーション地帯の管理施設（コスモス荘、リフト等）がより効果的に一体的な管理がなされることが望ましく、今後のそれぞれの施設の指定管理期間を合わせた契約となるよう指定管理者の次回更新時に検討したい。
28	商工観光課	観光地施設の充実と自然公園の整備	観光地管理運営事業	四季彩館管理運営事業（指定管理）	水記念公園施設管理事業（指定管理）		一部事業に改善を要する	水記念公園関連施設については、平成26年度指定管理に向け一元管理を図るよう調整されたい。夢の平レクリエーション地帯の管理については、コスモス荘と一体的管理を図るよう検討されたい。	庄川水記念公園については、平成26年度からの指定管理に向け、建物施設と公園施設の一元管理を図るよう調整したい。夢の平レクリエーション地帯の管理については、ペアリフト等とコスモス荘の指定管理者更新時期をふまえ、一体的管理を図るよう検討したい。
29	企画調整課	コミュニティ活動の推進	まちづくり協働事業				改善を要する	平成21年度から始めた事業で年数が経っていないが、市民へのPRを図り、協同意識の醸成を行い、実績の向上に努めること。	成果等を踏まえ、今後とも市民への事業のPRを行い、協働意識の醸成に努める。
30	広報情報課	行政への幅広い市民参画	広報事業				改善を要する	デジタル移行に伴いCATV加入を70%まで引き上げるよう引き続き促進を図られたい。	引き続き、CATVの優位性（地域情報の豊富さ、受信状態の安定性、アンテナ不要など）を広報しつつ、当市に関する情報・話題を番組内で一層充実するようTSTに働きかけるなどして魅力度を高め、加入促進を図りたい。また、TSTと砺波・小矢部・南砺の3市でつくる「砺波地域CATV連絡協議会」において、CATVの新たな活用法を研究し、その付加価値を高めたい。
31	総務課	行政への幅広い市民参画	選挙管理委員会運営事務	選挙常時啓発事務	参議院議員総選挙	土地改良機総代選挙	一部事業に改善を要する	費用対効果の面から1つの地区に投票所が2つある小規模の投票所を統合するよう協議の上、理解が得られるよう働きかけること。	小規模の投票所の統合については、地元の理解を得ながら統合へ向けて検討する。
			県議会議員選挙						

	所管課	施策名	事業名				二次評価	ワーキンググループの二次評価コメント	所管課の改善策
32	総務課	開かれた市政の推進	行政事務	公平委員会運営事務			一部事業に改善を要する	引き続き、法令・例規更新事務について、ペーパーレス化を一層図ることで経費削減効果を上げるようにする。	例規集のペーパーレス化（完全ペーパーレスにしないと経費削減効果は薄い）については、経費削減効果と、使い勝手及びインターネットを利用出来ない人や場合の対応などを対比し、検討する。
33	企画調整課	効率的な自治体運営の推進	企画事務				改善を要する	引き続き、富山県西部地方拠点都市整備推進協議会分担金等の意義を検証し、縮小を検討すること。	富山県及び事務局（高岡市）の担当部局に対し、分担金等の縮減を含めた事業内容の検討を要望する。
34	財政課	効率的な自治体運営の推進	財政管理事務	市有財産管理事務	庁舎維持管理事務	庁舎省エネ推進事業費	一部事業に改善を要する	財産の管理及び土地の借上げ料については、バランスを欠くことないようにすることとし、その手法を検討すること。（平成22年度改定分より見直し済み）	土地の借上げ料については、平成22年度改定分より、課税標準額の6.5%を超える契約について順次見直している。また、財産台帳は、現在、紙ベースで普通財産のほぼ100%、行政財産の約70%を整備済みであり、平成24年度の財産台帳システム導入に向け、調査、整備したうえで、データベース化する予定。
35	地域振興課	効率的な自治体運営の推進	地籍調査事業				改善を要する	地籍調査は、このまま進めると平成80年に完了するという事業であることから、重点的に進める箇所付けを行うなど、住民の意見を尊重しながら計画的に実施するよう進めること。	庄川地域全体として、未整備である区域の計画を立てる。特に、雄神地区は山林地帯だけでなく、住宅街に係る地籍調査の効果的な取り組みを協議・検討し、住民の意向により必要な箇所の優先性を計画に反映させる。
36	広報情報課	行政の情報化の推進	地域情報化推進事業（経常的経費）	事務電算化推進事業（経常的経費）			一部事業に改善を要する	引き続き、システムの維持管理、新規システムの導入については、十分にコスト・経済性を検討された。また、システムに対応できるよう職員の能力を高める必要がある。	新規システムの導入については、パッケージソフトを導入し、コスト・経済性に配慮したものを検討する。また、パッケージソフト等の職員向けの操作研修会を開催する。
37	企画調整課	姉妹・友好都市との交流推進	国際交流事業				改善を要する	国際交流の三交流団体の事務局は、実質的に市が行っていることから、団体育成を行い事務局運営を協会に移行すること。	三交流団体を育成するとともに、事務局の運営を含め、その自立を支援する。
38	教育総務課	国際理解の推進	英語指導助手招致事業				改善を要する	引き続き、民間業者のALT派遣について導入の検討を行うこととする。 ・民間のALT派遣費用は、財団派遣よりコスト減が期待できる。 ・アパート等の諸手続きは、民間業者が行うので事務量減になる。 ・会社との契約なのでALTに不慮な事故があっても代替えがスムーズである。	費用対効果のみで、事業の成果を評価できない面があり、平成22年度から配置している小学校の民間委託ALTの状況を検証し、自治体国際化協会の斡旋による実施状況と比較しながら総合的に検討していく。また、自治体国際化協会の斡旋の場合は地方交付税措置がなされているので財政当局との調整も必要である。